

おひさま保育園運営規程

制定日：令和 2 年 3 月 31 日

(施設の名称等)

第 1 条 社会福祉法人えどがわが設置する保育所の名称及び所在地は、別表 1 のとおりとする。

(施設の目的)

第 2 条 おひさま保育園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、おひさま保育園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 おひさま保育園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 おひさま保育園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 おひさま保育園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第 4 条 おひさま保育園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 おひさま保育園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数は別表2のとおりとし、職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(園長)

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副施設長、主任

副施設長及び主任は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育従事者

保育従事者は、施設長、主任、保育士以外の者で、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育補助を行う。

(5) 栄養士

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、おひさま保育園全般の食育を行う。

(6) 事務員

事務員は、おひさま保育園の事務及び雑務を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 おひさま保育園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 おひさま保育園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(4) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 おひさま保育園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 おひさま保育園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る開所時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る開所時間（8時間）は、午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する区市町村が定める利用者負担をその居住する区市町村に支払うものとする。

2 おひさま保育園は、別表3に掲げる経費を徴収する。

(利用定員)

第9条 おひさま保育園の利用定員は、別表4のとおりとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 おひさま保育園は、江戸川区（以下「区」という。）が行った利用調整によりおひさま保育園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、原則として、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 おひさま保育園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・

保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者からおひさま保育園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 区がおひさま保育園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 おひさま保育園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに区及び当該利用子どもの保護者、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 おひさま保育園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 おひさま保育園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持等)

第14条 おひさま保育園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 おひさま保育園は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らすことができないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第15条 おひさま保育園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 おひさま保育園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 おひさま保育園は、区からの求めがあった場合は、区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 おひさま保育園は、区からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を区に報告する。

(記録の整備)

第16条 おひさま保育園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 区への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事業)

第17条 おひさま保育園は別表5の事業を行うものとする。

(附 則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

従前の各おひさま保育園運営規程は、令和2年3月31日をもって廃止する。

令和8年4月1日 改正(乳児等通園支援制度の実施)

別表1 第1条関係（保育所の名称及び所在地）

番号	名 称	所 在 地
1	葛西おひさま保育園	東京都江戸川区東葛西 5-29-14
2	新堀おひさま保育園	東京都江戸川区新堀 2-13-13
3	東小松川おひさま保育園	東京都江戸川区松島 1-40-18
4	鹿骨おひさま保育園	東京都江戸川区鹿骨 2-23-1
5	北葛西おひさま保育園	東京都江戸川区北葛西 4-3-23
6	葛西第二おひさま保育園	東京都江戸川区中葛西 2-11-13
7	春江おひさま保育園	東京都江戸川区春江町 5-2
8	東小岩おひさま保育園	東京都江戸川区東小岩 2-6-24
9	西篠崎おひさま保育園	東京都江戸川区西篠崎 2-6-11
10	西小岩おひさま保育園	東京都江戸川区西小岩 1-19-1
11	松江おひさま保育園	東京都江戸川区松江 1-10-5
12	松本おひさま保育園	東京都江戸川区松本 1-9-3
13	清新おひさま保育園	東京都江戸川区清新町 1-1-37
14	小松川おひさま保育園	東京都江戸川区小松川 1-2-2-116
15	南葛西おひさま保育園	東京都江戸川区南葛西 5-18-1
16	西葛西おひさま保育園	東京都江戸川区西葛西 5-10-12
17	中葛西おひさま保育園	東京都江戸川区中葛西 6-17-15
18	松島おひさま保育園	東京都江戸川区松島 2-30-17
19	清新第二おひさま保育園	東京都江戸川区清新町 1-2-1-101
20	北小岩おひさま保育園	東京都江戸川区北小岩 5-7-4
21	南篠崎おひさま保育園	東京都江戸川区南篠崎町 5-13-40
22	新田おひさま保育園	東京都江戸川区西葛西 8-15-6-1
23	宇喜田おひさま保育園	東京都江戸川区北葛西 2-19-1

別表2 第5条関係(職員の種類、員数)

(注)常=常勤職員、非=非常勤職員

番号	名称	施設長 (園長)	副施設長 (副園長)	主任	保育士	保育従事者	栄養士・保育士 事務員
01	葛西おひさま保育園	1人	1人	1人	25人 18人 7人	3人 3人	
02	新堀おひさま保育園	1人	1人	0人	17人 15人 2人	7人 7人	
03	東小松川おひさま保育園	1人	1人	1人	23人 18人 5人	5人 5人	
04	鹿骨おひさま保育園	1人	1人	1人	23人 19人 4人	7人 7人	
05	北葛西おひさま保育園	1人	1人	0人	26人 21人 5人	11人 11人	
06	葛西第二おひさま保育園	1人	0人	1人	25人 19人 6人	5人 5人	
07	春江おひさま保育園	1人	1人	1人	23人 19人 4人	11人 11人	
08	東小岩おひさま保育園	1人	1人	0人	23人 17人 6人	6人 6人	
09	西篠崎おひさま保育園	1人	1人	1人	23人 19人 4人	6人 6人	
10	西小岩おひさま保育園	1人	1人	1人	24人 21人 3人	9人 9人	
11	松江おひさま保育園	1人	0人	1人	20人 16人 4人	10人 10人	
12	松本おひさま保育園	1人	0人	1人	18人 16人 2人	9人 9人	
13	清新おひさま保育園	1人	1人	2人	22人 16人 6人	7人 7人	
14	小松川おひさま保育園	1人	1人	0人	23人 19人 4人	7人 7人	
15	南葛西おひさま保育園	1人	0人	1人	21人 18人 3人	9人 9人	
16	西葛西おひさま保育園	1人	0人	2人	22人 18人 4人	8人 8人	
17	中葛西おひさま保育園	1人	0人	1人	20人 18人 2人	9人 9人	
18	松島おひさま保育園	1人	1人	0人	19人 15人 4人	6人 6人	
19	清新第二おひさま保育園	1人	1人	0人	20人 16人 4人	9人 9人	
20	北小岩おひさま保育園	1人	0人	1人	20人 16人 4人	9人 9人	
21	南篠崎おひさま保育園	1人	1人	0人	11人 11人 0人	1人 1人	
22	新田おひさま保育園	1人	1人	0人	10人 10人 0人	1人 1人	
23	宇喜田おひさま保育園	1人	0人	1人	11人 11人 0人	1人 1人	
24	法人事務局						栄養士1人 事務員6人
	計	23人	15人	17人	469人 386人 83人	156人 156人	7人

(注)給食は委託のため調理員は未配置

2026/2/25

別表3 第8条関係（利用者負担その他の費用等）

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
延長保育料	延長保育に要する経費(閉所後1時間まで)	区立保育園と同額 又は月額3,000円
乳児等通園支援事業 使 用 料	乳児等通園支援事業に要する経費 利用者が区外在住の場合のみ徴収する	1時間につき300円

別表4 第9条関係（利用定員）

番号	名称	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	認定区分 2号	認定区分 3号
01	葛西おひさま保育園	20	24	26	27	28	125	81	44
02	新堀おひさま保育園	20	22	22	22	22	108	66	42
03	東小松川おひさま保育園	12	18	22	24	24	100	70	30
04	鹿骨おひさま保育園	22	25	27	28	28	130	83	47
05	北葛西おひさま保育園	22	25	27	28	28	130	83	47
06	葛西第二おひさま保育園	20	22	22	22	23	109	67	42
07	春江おひさま保育園	24	24	30	31	31	140	92	48
08	東小岩おひさま保育園	17	20	20	21	21	99	62	37
09	西篠崎おひさま保育園	20	23	24	24	24	115	72	43
10	西小岩おひさま保育園	27	30	31	31	31	150	93	57
11	松江おひさま保育園	17	20	23	25	25	110	73	37
12	松本おひさま保育園	18	24	25	25	26	118	76	42
13	清新おひさま保育園	20	23	24	26	26	119	76	43
14	小松川おひさま保育園	24	24	24	24	24	120	72	48
15	南葛西おひさま保育園	16	23	23	24	24	110	71	39
16	西葛西おひさま保育園	25	26	26	25	26	128	77	51
17	中葛西おひさま保育園	27	28	28	28	28	139	84	55
18	松島おひさま保育園	19	20	20	20	20	99	60	39
19	清新第二おひさま保育園	22	22	22	22	22	110	66	44
20	北小岩おひさま保育園	15	18	18	19	20	90	57	33
21	南篠崎おひさま保育園	20	20	20	20	20	100	60	40
22	新田おひさま保育園	18	20	20	20	20	98	60	38
23	宇喜田おひさま保育園	17	19	21	21	21	99	63	36
	計	462	520	545	557	562	2,646	1,664	982

2026/2/24

別表 5 第 17 条関係 (その他の事業)

番号	名称	延長保育事業	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	子育てひろば 事業
1	葛西おひさま保育園	○	○	○
2	新堀おひさま保育園	○		○
3	東小松川おひさま保育園	○	○	○
4	鹿骨おひさま保育園	○	○	○
5	北葛西おひさま保育園	○		○
6	葛西第二おひさま保育園	○		○
7	春江おひさま保育園	○		○
8	東小岩おひさま保育園	○		○
9	西篠崎おひさま保育園	○		○
10	西小岩おひさま保育園	○		○
11	松江おひさま保育園	○		○
12	松本おひさま保育園	○		○
13	清新おひさま保育園	○		○
14	小松川おひさま保育園	○	○	○
15	南葛西おひさま保育園	○		○
16	西葛西おひさま保育園	○		○
17	中葛西おひさま保育園	○		○
18	松島おひさま保育園	○		○
19	清新第二おひさま保育園	○		○
20	北小岩おひさま保育園	○		○
21	南篠崎おひさま保育園	○		○
22	新田おひさま保育園	○		○
23	宇喜田おひさま保育園	○		○

○印は、事業実施園

(1) 延長保育事業

特定教育・保育を提供する時間の前後において延長保育事業を行う

(2) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

児童福祉法 第6条の3 第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う

(3) 地域子育て支援事業

地域の子育て支援の拠点として、子育てひろば事業を行う